

川越市告示第468号

住民票の職権消除について

次の者は住民基本台帳に記載されている住所地に居住していないことを確認したので、住民基本台帳法施行令第十二条第一項に基づき、当該人に関する住民票を消除した。よって同条第四項に基づき公示する。

令和8年7月2日

川越市長 森 田 初 恵

職権消除対象者名簿

No	住 所	氏 名
1	川越市清水町9番地20	ACHARYA SUMAN
	以下余白	